

役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

社会福祉法人大槌福社会

役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人大槌福社会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、評議員、理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給する。

- 2 役員及び評議員は、無報酬とする。ただし、理事長に関しては、理事長の業務は週2回を原則とし（緊急の場合にはこの限りではない。）その業務執行の対価として報酬を支給する。
- 3 常勤理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬等は支給しない。

(報酬の額の決定)

第4条 理事長の報酬は月額50,000円とする。

(報酬等の支給日)

第5条 報酬は、その月額を25日に支給する。ただし、当該日が日曜日、土曜日または祝日に当たるときはその前日に支払うものとする。

(報酬の支給方法)

第6条 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人から申出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振込むことができる。

- 2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第7条 役員等の費用は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、役員で職員としての立場を有する者に対しては、法人職員旅費規程に基づき、旅費が支払われる場合を除き、会議等への出席に係る費用は支払わない。

- 2 役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

(出張旅費)

第8条 役員及び評議員が、法人業務のために出張する場合には、社会福祉法人大槌福社会旅費規程に準ずる。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準をして公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会及び理事会の議決を経なければならない。

附則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年6月25日から施行する。

この規程は、平成29年6月15日から施行する。

この規程は、平成30年12月15日から施行する。

別表第1 役員等の費用弁償の額

役職名	費用弁償の額
評議員	会議等への出席の都度 1人一律3,000円
常勤役員	該当者なし
非常勤役員	会議等への出席の都度 1人一律3,000円
監事	会議等への出席の都度 1人一律3,000円